

国土交通省中部整備局富士砂防工事事務所 花岡正明 安藤直樹
財団法人 砂防フロンティア整備推進機構 ○内山均志 鈴木幸恵

1. はじめに

富士山大沢扇状地は豪雨時等に大沢崩れから流下してくる土石流を遊砂捕捉し、かつ下流への土砂流出を防止することを目的に国土交通省が施設した、約300haを有する日本最大級の砂防設備であって、砂防指定地として管理する土地である。土地所有状況としては、砂防指定地内の約7割が砂防のために国土交通省が買収した国有地になっている。工事箇所を除く国有地は一般の人々による自由な使用がなされているが、一方で不法行為も確認されている。本文は、これら利用の際の事故や災害を未然に防止するための安全対策、及び不法行為の防止対策等、国有地を適正に管理していく方策について検討したので報告する。

2. 大沢扇状地の管理に係わる実態

2.1 不法行為の実態

自由な進入に伴い、日常的な土石の不法採取やゴミ等の一般廃棄物の不法投棄等をはじめとして、流路工敷地における不法建築、産業廃棄物の不法投棄等の違反行為等が行われている。平成12年に実施した現地調査では、スーパー堤防上に自動車等の進入痕跡を確認したほか、日祭日や夜間において土石の採掘や投棄等も確認した。また、平成11年度調査においても、静岡県砂防指定地管理規則違反が確認された(図-1)。調査で確認された不法行為のうち、行政が何らかの対応を行ったケースは次のとおりである。

- ① オフロード車によるスーパー堤防ののり面の損傷(昭和60年頃、61年度に修復)
- ② レジャー施設(浴場)の新設(平成11年頃、撤去させた)
- ③ 産業廃棄物の投棄(平成7~8年頃、犯人は収監中)

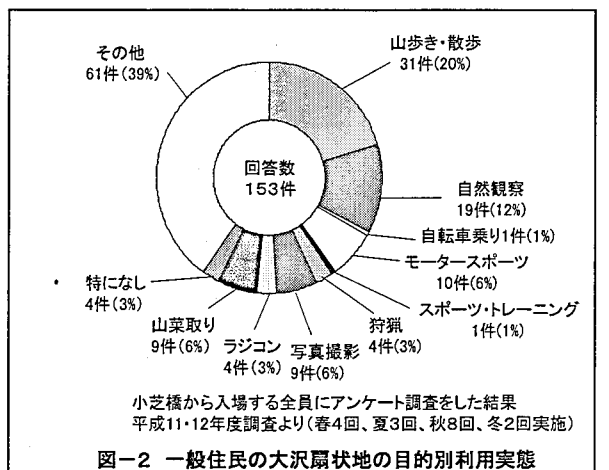
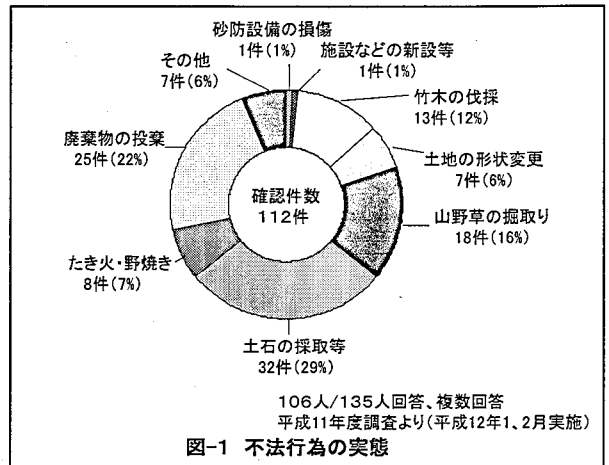
2.2 利用の実態

大沢扇状地は、豪雨時に流下してくる土石流を堆積させるための危険な空間である一方、富士山を背景とする美しい景観や、砂防樹林帯においては多数の動植物が生息するなど優れた自然環境と広大な空間を有している。平時には周辺住民を始めとして多くの一般の人々(調査結果から年間約3,700人の利用者が存在するものと推定)が自由に進入して、散策や写真撮影をはじめとしてリモコン飛行機やサバイバルゲームなど様々な形で利用されている(図-2)。

また、富士砂防工事事務所が主体となり、自然観察、砂防学習のための研修・現地見学等を平成12年度だけでも10回以上行っている。

2.3 管理の実態

大沢扇状地の管理については、各々の法規制の管理者が行うこととなるが、富士砂防工事事務所、静岡県富士土木事務所、富士宮市等による注意看板等の設置の他、富士砂防工事事務所による巡視、進入防止ゲートの設置、スピーカーの設置など以外は行われていない状況にある(表-1)。注意看板等については損傷していたり草木に覆われて見えにくくなっているものも多く、砂防指定標柱も減失・き損等により確認できないもの



もある。富士砂防工事事務所による巡視は平日の日中のみであり、ゲートは工事用道路が市道に接続しているため開放されている箇所もある（6ヶ所のうち1ヶ所）。また、利用者のための安全管理について定められたものはないのが現状である。

3. 大沢扇状地の国有地管理方策

3. 1 国有地管理の課題

前記の実態を踏まえ、国有地管理の課題は①利用者の土石流災害からの安全対策②不法行為防止対策③砂防指定地及び官民境界の明示とした。

3. 2 国有地管理の基本方針

① 不法行為防止対策については、砂防法第4条第1項の規定により砂防指定地内行為として県知事が管理するものであるが、直轄砂防事業の執行、計画に支障がないようにしなければならないことから、県と国の役割を明確にした上で実施する。また、砂防設備のような公共用物では公共の利益を妨げない限りにおいて自由に使用できることが原則であるものの、不法行為防止や利用者の安全のために、広大な国有地において巡視を中心としたおおがかりな管理は困難である。このため、官民境界の明示と共に、一般の人々の自由な進入を制限し、利用場所を限定した上で不法行為防止対策や利用者の安全対策を行うものとする。

② 事業全般の透明性の確保や公平な行政判断の必要性、及び家電リサイクル法等による廃棄物処理の有料化に伴う不法投棄問題も勘案し、国有地管理のための手引きを作成し、関係行政機関に配付して徹底させる。

3. 3 国有地管理方策の検討項目

基本方針を踏まえ、課題解決のための検討項目を整理した（表-2）。砂防指定地の標柱設置や不法行為防止対策は県の砂防指定地管理に係わる内容でもあり、今後県と協議の上定める。また必要に応じて、関係行政機関との連携を図るものとする。

4. おわりに

現状においても大規模な不法行為、事故などは防止できているが、適正かつ合理的な管理の実現を目指し、具体策についてさらに検討を進めていく。大沢扇状地のような広大な砂防指定地（国有地）管理は、都市山麓グリーンベルト、大規模な遊砂地等の面的な砂防設備を有する事業を展開していく上でも、極めて重要な管理作業と考えられ、これら管理による効果についても把握していきたい。

表-1 不法行為に対する管理実態

管理主体	根拠法	巡視・パトロール	注意看板等の設置	備考
富士砂防工事事務所	砂防法	●	●	・進入防止ゲートの設置 ・土石流監視カメラ等の設置
静岡県富士土木事務所	砂防法	年一回直轄施行区域を除いて巡視	●	
国立公園沼津管理官事務所	自然公園法	—	—	
富士宮市管理課	普通河川条例	—	●	
富士宮市生活環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	連携して、パトロール隊が毎週実施。但し直轄施行区域を除く	●	
富士宮保健所			—	
富士宮警察署	刑法等	—	●	

表-2 国有地管理方策の検討項目

管理の方策	検討項目
砂防指定地及び官民境界の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地及び国有地の標柱、標識等による明示 ・標柱等の座標管理の実施
利用者安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流監視システムと連動した避難情報の発信や避難路の設定 ・利用可能区域（以下区域）の設定 ・区域以外への進入防止柵設置、区域への誘導看板の設置 ・区域ごとの利用時期、利用形態の設定 ・安全啓発及び案内板の設置 ・休日パトロールの実施 ・インターネット等を活用した利用登録
不法行為防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地内への進入防止柵の設置、ゲート新設等進入ルートの閉鎖、夜間道路閉鎖 ・管理用道路の整備と巡視ルートの設定 ・休日・夜間合同巡視の実施 ・関係機関による不法行為報告書の共有 ・不法行為発見時の対応策 ・注意看板の設置等による規則の周知